

家庭教師 契約書

第1条、

私_____（以下 甲と云う）は、_____（以下 乙と云う）の家庭教師としての責任と自覚を持ち、お子様の指導に熱心かつ親身、真剣な姿勢で臨みます。

第2条、

乙は、解約申し出をすれば、申し出をした年月日時を以って、理由の如何に関係なく、家庭教師の契約を解除できる。また、甲は、知り得た個人情報は一切他言しない。

第3条、

甲は、指導する上で、訪問販売用の教材の斡旋やお薦めは一切行わない。

第4条、

甲は、乙に対し、授業料と交通費実費のみの請求しかできない。それ以外の「入会金」「管理費」「解約金」「違約金」…等の請求は、一切行わない。

第5条、

甲は、初回面接若しくは指導日に、履歴書を乙に提出する。もし、不実記載等が後々判明した場合、乙は授業料の支払いを停止する。または、過去からの分一切を返還に応じる。

第6条、

甲は、授業開始日時の時間を遵守する。交通事情により遅延する可能性がでた場合、開始時刻までの電話で必ず連絡を入れる。

第7条、

乙は、授業料と交通費支払について、「月末支払い」、「都度払い」等を事前に取り決め、約束に従って遅延なく支払う。

第8条、

乙は、約束の授業日時を変更する場合、前日までに連絡を甲に入れる。当日キャンセルの場合、当日分は、支払うものとする。

第9条、

甲は乙及び生徒に対し、自信を持って明るく礼儀正しく接すること。身だしなみにも留意し、尊敬されるように努めること。

第10条、

甲の交通手段としては、原則として公共交通機関を利用するものとする。事故等には十分注意すること。自家用車、バイク等を使用した場合の事故・違反は甲の責任とし、乙には一切責任がないものとする。